

広島市監査委員 古川 智之
同 井戸 陽子
同 川村 真治
同 平岡 優一

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

経済観光局

経済企画課

計量検査所

ひろしまプロモーションセンター

雇用推進課

産業振興部

地域産業振興課

中小企業支援課

企業誘致・創業推進課

広島市流通センター株式会社

公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター

公益財団法人広島市産業振興センター

広島地下街開発株式会社

(2) 監査の範囲

令和6年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和7年4月17日から同年7月31日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。